

信州大学繊維学部、長野県須坂園芸高等学校・長野県須坂創成高等学校、
高山村農業委員会、高山村の
綿花試験栽培にかかる連携協働に関する協定書

信州大学繊維学部（以下「甲」という。）、長野県須坂園芸高等学校・長野県須坂創成高等学校（以下「乙」という。）、高山村農業委員会（以下「丙」という。）及び高山村（以下「丁」という。）は、それぞれの特性を活かして、学術振興、人材育成、産業振興等の分野で連携し、相互の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁が包括的な連携のもと、学術振興、人材育成、産業振興等の分野で相互に協力し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- (1) 学術の振興に関すること。
- (2) 教育及び人材育成に関すること。
- (3) 地域産業の振興に関すること。
- (4) 自然環境及び景観に配慮した地域づくりに関すること。
- (5) 施設の利用に関すること。
- (6) その他、甲、乙、丙及び丁が必要と認める事項

（連携推進会議）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、甲、乙、丙及び丁で構成する連携推進会議を設置するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定は、平成27年4月30日から発効し、有効期間は平成30年3月31日とする。ただし、甲、乙、丙及び丁のいずれからも別段の申し出がなされないときは、本協定は、さらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

（細目）

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を4通作成し、甲、乙、丙及び丁記名押印の上、各々1通を保管するものとする。

平成27年4月30日

甲 信州大学

繊維学部長

濱田 州博

乙 長野県須坂園芸高等学校・長野県須坂創成高等学校

学校長

小 椋 勇 人

丙 高山村農業委員会

会長

宮 崎 幸 夫

丁 高山村

村長

久 保 田 勝 士